

資料提供	
年月日	令和7年4月16日
課名	監査委員事務局
担当者	櫻河内
内線	5114、5125
直通電話	082-513-5125

住民監査請求の監査の開始について

広島県監査委員に対して請求があった住民監査請求1件について、令和7年4月15日に監査を開始することとした。

1 住民監査請求の概要

(1) 請求人

広島県民

(2) 請求年月日及び請求の趣旨

請求年月日	請求の主旨	請求の主な理由
令和7年4月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県議会議長に対して、令和7年1月27日に行われた「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」追悼記念式典への出席に要した旅費を返還させること。 ・今後、広島県関係者は、「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」追悼記念式典への公費での出席を拒否すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」は国連が定めたものであるが、敵国条項が存在する以上、我が国は国連から脱退すべきである。 ・追悼記念式典は、選民思想を持つユダヤ人によるパレスチナ人へのジェノサイドを正当化ないし隠ぺいするものであり、このような式典に県費を費消するのは公序良俗違反である。 追悼記念式典出席に費消した県費の返還を求める。 ・ホロコースト記念館は政治的オカルト的プロパガンダ施設であるから、18歳未満の子どもの立ち入り禁止施設に指定すべきである。

2 今後の日程等

(1) 監査委員は、地方自治法の規定に基づき、執行機関に対して監査を行う。また、監査請求人が希望する場合は、陳述の聴取を行う。

(2) 法定処理期限

令和7年6月3日（火）